

令和7・8年度
建設工事競争入札
参加資格審査申請の手引き
＜2月追加受付＞

京都府提出用
（府内業者用）

※ 主たる営業所（本店）が京都府内にある業者



目次

I	はじめに.....	3
II	申請の手続き	4
1	申請できる者	4
2	申請書の受付期間及び提出先.....	5
3	申請書類の入手方法	5
III	建設工事競争入札参加資格審査申請書【提出必須】	5
1	申請書の記入について.....	5
IV	提出書類について.....	9
1	提出書類の作成・提出について.....	9
ア	経営事項審査結果通知書等（写）【提出必須】	9
イ	とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書【該当者のみ提出】（第3号の2様式）	9
ウ	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書.....	9
エ	消費税及び地方消費税の納税証明書【提出必須】	10
オ	京都府税納税証明書【提出必須】	11
カ	商業登記事項証明書【提出必須（個人事業主は不要）】	11
キ	営業所一覧表【提出必須】（第2号様式）	11
ク	技術職員名簿の写し【提出必須】	11
ケ	事業協同組合名簿・官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写し【該当者のみ】	12
コ	年間委任状【該当者のみ提出】	12
サ	ISO9001の認証【加点を希望する場合に提出】	13
シ	ISO14001又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証【加点を希望する場合に提出】	13
ス	障害者の雇用【加点を希望する場合に提出】	14
セ	建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し	14
ソ	建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿及び免許証・技能講習修了証明書の写し【加点を希望する場合に提出】	15
タ	建設業労働災害防止協会【加点を希望する場合に提出】	15
チ	不当要求防止責任者講習【加点を希望する場合に提出】	15
ツ	保護観察対象者等雇用【加点を希望する場合に提出】	16
テ	資本関係に関する事項等の申告書【提出必須】（第3号の7様式）	16
ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入確認書類【該当者のみ】	17
ナ	委任状（代理申請用）【該当者のみ】	18
ニ	受領書【提出必須】	18

ヌ	承諾書【提出必須】	18
2	提出書類の編さん方法など	18
V	その他の注意事項	19
1	建設工事競争入札参加資格審査結果の通知	19
2	参加資格の有効期間	19
3	申請書記載事項の変更	19
4	建設工事競争入札参加資格の承継	20
5	次回の申請時期	21
6	提出書類チェックリスト	22
7	お問い合わせ先	23
8	(別表) 地方公共団体コード一覧表 (抜粋)	24

I はじめに

京都府（教育庁、警察本部、関係公社等を含む。）の建設工事競争入札に参加するには、毎年11月1日を入札参加資格審査基準日とする建設工事競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

京都府では、昭和40年京都府告示第75号に基づき建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等について告示しています。建設工事競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請してください。

なお、今回の申請の有効期限は令和7・8年度の2年間ですので、今回の申請で入札参加資格を取得された方の次回申請は、令和8年11月に予定している令和9・10年度建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付となります。

令和6年11月の令和7・8年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請を行った方は、今回申請する必要はありません。

ただし、令和7年度入札参加資格に引き続き令和8年度入札参加資格を得るためには、審査基準日及び審査結果通知日が令和6年4月1日から令和7年10月31日までにある経営事項審査を受ける必要があります。この経営事項審査の結果を受けていない場合は、令和8年度入札参加資格がなくなりますので、ご注意ください。

申請にあたっては、この手引きを参照し、「建設工事競争入札参加資格審査申請書」及び必要となる「提出書類」を作成・添付して提出してください。

なお、今回申請された方の令和7年度の入札参加資格審査結果の認定は、令和7年7月1日以降となるため、令和7年4月1日から令和7年度の入札参加資格審査結果の認定通知を受けるまでの間は、府が実施する建設工事等の入札に参加することができません。

II 申請の手続き

1 申請できる者

建設工事競争入札参加資格審査を申請できる者は、次のいずれにも該当しない者で、建設工事競争入札参加資格審査申請時に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営に関する事項の審査（※）を受けている者でなければなりません。

※ 今回の申請にあたっては、審査を受け、以下の要件に合致する経営事項審査結果通知書を受けていることが必要です。

- ・ 審査基準日が令和5年4月1日から令和6年10月31日までの間にあること。
- ・ 審査結果通知日が令和7年1月31日までにあること。

(1)建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者

(2)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

身分証明書の提出は不要としますが、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、申請時に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者である等、虚偽の申請があった場合は、競争入札に参加することはできません。

(3)府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(4)建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出するときまでに京都府が発注した建設工事に関係する債務を履行していない者

(5)建設工事競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6)健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

2 申請書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間及び提出先

★ 郵送申請（各土木事務所へ送付）

令和7年2月26日（水）消印分から

令和7年2月28日（金）消印分まで

（送付先については、23ページをご覧ください。）

※ 今回の受付は、郵送申請のみです（電子申請及び窓口申請はありません。）

(2) 郵送申請の注意事項

- ・他業者の書類との合封は御遠慮ください。
- ・郵便事故等に関し、京都府は責任を負いかねますので御了承ください。
- ・補正等により受付までに時間を要した場合、受付はできない（入札参加資格が得られない）ので、余裕を持った申請や補正事項についての速やかな対応をお願いします。

3 申請書類の入手方法

申請書類は以下のアドレスからダウンロードできます（販売等はありません。）。

京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>)

> 産業・雇用

> 入札情報

> 建設工事等

> 競争入札参加資格（建設工事・測量等業務）

> 令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査申請（追加受付）

III 建設工事競争入札参加資格審査申請書【提出必須】

1 申請書の記入について

以下の点に留意の上、申請書を作成してください。

(1) 代表者の押印について

今年度より押印は不要となりました。

(2) 主たる営業所の所在地

建設業許可上の「主たる営業所」の所在地を記入してください。

(3)所在地コード

この手引き 24 ページ及び総務省編「地方公共団体コード表（下 1 桁は不要）」で確認の上、該当するコードを記入してください。（「(6)受任者」欄についても同じ。）

(4)電話番号（支店・営業所の電話番号も同様。）

市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切って記入してください。

(5)建設業の許可番号

- ・大臣知事コードは、国土交通大臣の許可の場合は「00」、京都府知事の許可の場合は「26」、その他の知事の許可の場合はそれぞれの知事コードを記入してください。
- ・許可年度及び許可番号は、右詰めで記入し、左余白には0（ゼロ）を記入してください。
- ・建設業許可を複数回に分けて取得している場合、「許可年度」欄には最も古い年度の数字を記入してください。
- ・許可年度にかかわらず、一般建設業と特定建設業のいずれの許可も取得している場合は「般特」を○で囲んでください。
- ・許可年月日、完成工事高は入札希望する業種のみ記入してください。

【許可番号の記載例】

「令和4年度(特定)第5225号」と「令和5年度(一般)第5225号」を有している場合
申請書の記載　：　（般特　－　04）　第005225号

(6)受任者

- ・契約の締結等の権限を、建設工事競争入札参加資格審査申請者から支店長等に委任する場合に記入してください。
- ・委任先の支店等が建設業許可を有していない業種は委任できないので、留意してください（例：申請者が土木一式と建築一式の許可を有していても、委任先の支店等が土木一式の許可を有していない場合、委任できるのは建築一式のみ。）。
- ・別途、京都府指定様式の年間委任状（委任する項目の変更はできません。）を提出してください。記入にあたっては受任者欄と年間委任状の記載内容を整合させてください。
- ・年度途中での受任者の新規受付はしていません。委任する場合は必ず受任者を記入してください。

(7)企業分類、総職員数及び資本金

- ・法人の場合…令和6年11月1日現在の総職員数及び資本金額を記入してください。

企業分類は、「資本金 3 億円超」かつ「総職員数が 300 人超」の場合は「大」、それ以外は「中小」としてください。

- ・個人の場合…令和 6 年 11 月 1 日現在の総職員数（建設業に従事する職員と兼業事業に従事する使用人の合計）を記入してください（企業分類・資本金の記載は不要です。）。

(8)経営事項審査基準日及び経営事項審査結果通知日

- ・提出書類の「ア 経営事項審査結果通知書等」に記載されている審査基準日と結果通知日を記入してください。
- ・審査基準日が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までにあり、かつ経営事項審査結果通知を令和 7 年 1 月 31 日までに受けていない場合は、今回の参加資格申請はできません。

(9)主観点項目（ISO、KES、障害者雇用、建設機械等保有、運転免許取得者・技能講習修了者、建設業労働災害防止協会、不当要求防止責任者講習及び保護観察対象者雇用）

- ・「IV 提出書類について」に規定する各項目の要件を満たし、加点対象となる場合、該当箇所に○印又は数字を記入してください。

(10)担当者氏名及び担当者連絡先

提出書類に記載された方について、氏名及び連絡先（電話番号）を記入してください。提出書類の記載内容について質問する場合があります。

(11)申請代理人

行政書士が申請代理人として代理申請を行う場合は、申請代理人の住所・氏名等を記入（ゴム印可）し、押印の上、委任状（代理申請用）を添付してください。

(12)入札を希望する建設工事の種類

入札参加を希望する業種に○印を記入してください。ただし、希望することができる業種は次の①から③の要件を全て満たしている業種に限ります。

- ① 入札参加資格審査基準日時点で建設業許可を有している業種
 - ② 提出書類の「ア 経営事項審査結果通知書等」において平均完成工事高（2 年又は 3 年）がある業種
 - ③ 委任先を設ける場合は、委任先の支店等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有している業種
- ・ 「交通安全施設工事」及び「その他のとび・土工・コンクリート工事」を希望する場合

提出書類「イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」及び「ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書」を作成の上、提出してください。

* 32～34 ページ参照

・ 「塗装工事」を希望する場合

①から③の要件を全て満たしていれば、塗装工事（土木関係）及び塗装工事（建築関係）のいずれか又は両方の入札参加を希望することができます。

ただし、(14) で記入する平均完成工事高がなし（ゼロ）の場合は、参加希望できません。

(13) 以降の項目は、入札参加を希望する業種についてのみ記入してください。
なお、「(12) 入札を希望する建設工事の種類」の欄に○印が記入されていない場合は、
(13) 以降の項目に記入があっても入札参加希望は認められません。

(13) 許可年月日及び許可更新手続き

- ・ 和暦で記入してください。数字は右詰めで記入し、余白は0（ゼロ）で埋めてください。
- ・ 審査申請時点で許可の有効期間が経過し、許可更新中の場合は、「許可年月日」欄には従前の年月日を記入し、「許可更新手続」欄に○を記入してください。

(14) 平均完成工事高

- ・ 「ア 経営事項審査結果通知書等」に記載された「平均完成工事高」を希望業種の欄に記入してください。
- ・ 「元請完成工事高」を記入しないように注意してください。
- ・ 交通安全施設工事、その他のとび・土工・コンクリート工事を希望する場合、「イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」のそれぞれの完成工事高と一致させてください。
- ・ 塗装工事（土木・建築）の両方を希望する場合、合計を経営事項審査の塗装工事の完成工事高と一致させてください。
- ・ 塗装工事の「土木」「建築」の別は、以下を参考に完工高を算出してください。
「土木」・・・道路の区画線工事、鋼橋・河川用水門・鋼製砂防堰堤等の鋼構造物の塗装工事 等
「建築」・・・建築物の外壁・内壁等の塗装工事 等

* 31 ページ参照

IV 提出書類について

1 提出書類の作成・提出について

提出書類の作成等にあたっては以下の点に留意してください。

全ての書類が受付期間内に提出されない場合、受付はできないので留意してください。

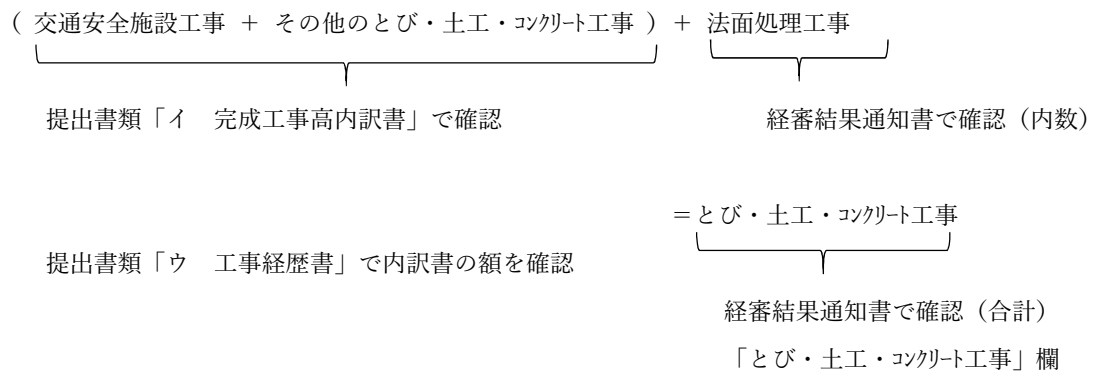
ア 経営事項審査結果通知書等（写）【提出必須】

- ・ 審査基準日(許可番号の下に記載されている日付)が令和5年4月1日から令和6年10月31日までにあるもの。
- ・ 審査結果通知日(通知書の左下に記載されている日付)が令和7年1月31日までであり、かつ、その時点で最新のもの。
- ・ 原寸大の写しを提出してください。

イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書【該当者のみ提出】(第3号の2様式)

- ・ 「交通安全施設工事」、「その他のとび・土工・コンクリート工事」のいずれかを入札参加を希望する場合に提出してください。
- ・ 内訳書の合計と経営事項審査結果通知書の完成工事高が合うようにしてください。*32ページ参照

<完成工事高の考え方>



ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書

【該当者のみ提出】(第3号の3様式)

- ・ ①交通安全施設工事、②その他のとび・土工・コンクリート工事のうち、入札参加を希望する建設工事分のみ作成・提出してください。
- ・ 工事の種類及び事業年度ごとに、それぞれ個別に作成してください。(例えば、2年平均完成工事高で、①と②の入札参加希望をする場合、工事経歴書は2年×2種=4枚作成)
- ・ 件数が多い場合は、上位10件分を記載して欄外に「その他○件、○円」と記載してくだ

さい。

- ・「ア 経営事項審査結果通知書等」の申請時に提出した経営事項審査申請書（副本）に添付した工事経歴書（様式第2号）等から各工事の種類に該当するものを抽出し、記載してください。（別紙参照と記載し、経営事項審査申請書（副本）に添付した工事経歴書を添付していただいても構いません。）
- ・記入する金額は、千円未満の端数を経営事項審査申請と合うように記入してください。
 - * 端数処理により「請負代金の額」欄の合計と「合計」欄の金額に生じる千円単位の誤差は構いません。
- ・工事实績がない事業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記入してください。
（経歴書の作成・提出は必要）
- ・該当業種の工事経歴書の平均額と、「イ 内訳書」に記載された各業種の完成工事高の額を一致させてください。（千円単位の誤差は構いません。）
〔「イ 内訳書」の各業種の完成工事高 = 該当業種の「ウ 工事経歴書」の平均額〕
 - * 32～34 ページ参照

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書【提出必須】

- ・写し可（令和6年11月26日以降に発行されたもの）
- ・次のいずれかを提出してください（電子納税証明書の場合はPDF形式をプリントアウトしたもの。下記以外の書式(書式その1など)は不可。）。
 - ① 書式その3 … 請求税目単位の証明
 - ② 書式その3の2… 申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明
 - ③ 書式その3の3… 法人税と消費税及び地方消費税の証明
- ・免税業者に対しても納税証明書は発行されます。
- ・申請者の申告先の税務署で証明書の交付を受けてください。（納税証明書をオンライン請求することも可能です。詳細はこちら（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）をご覧ください。）
- ・証明書に納期限が未到来の未納税額について記載があり、申請書の提出が当該納期限の到来後となる場合は、完納して未納がない状態の納税証明書を取得し、提出してください。

オ 京都府税納税証明書【提出必須】

- ・写し不可。令和6年11月26日以降に発行された原本を提出してください。
- ・京都府税納税証明書は、「府税納税証明書」及び「府税納税証明請求書」に必要事項（各様式の※印欄）を記入し、主たる営業所の所在地の府税事務所、京都府広域振興局税務課、府税出張所又は京都府庁税務課（府庁1号館5階）で交付を受けてください。

- * 納税者以外の者が証明書の交付請求を行う場合は、納税者の委任状が必要です。
- * 「京都府税納税証明書」の申請についてはホームページをご覧ください（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>）、不明な点については以下へ問い合わせてください。

京都府総務部税務課管理係（075）414-4504

カ 商業登記事項証明書【提出必須（個人事業主は不要）】

- ・写し可（令和6年11月26日以降に発行されたもの。）
- ・現在事項証明又は履歴事項全部証明どちらでも構いません。
（令和6年11月26日以降に変更が生じている場合は、変更後のものを提出してください。）

キ 営業所一覧表【提出必須】（第2号様式）

- ・本店、支店及び常時建設工事の請負契約を締結する事業所を全て記入してください。
- ・「許可を受けている建設業」の欄には、「建設工事競争入札参加資格審査申請書等」の「建設業の種類」の欄の（ ）内で示された略号を記入してください。
- ・法面処理工事、交通安全施設工事、その他のとび・土工・コンクリート工事については、（と）と記入してください。
- ・主たる営業所は、建設業許可上の主たる営業所を記入してください。
- ・必要事項が記載されていれば、他の様式（例：建設業許可申請書の別表など）で代えることができます。

ク 技術職員名簿の写し【提出必須】

- ・「ア 経営事項審査結果通知書等」の申請時に提出した経営事項審査申請書（副本）に添付した技術職員名簿の写しを提出してください。
- ・経営事項審査以降、技術職員の退職や新規採用等、変更が生じた場合は、適宜名簿を修正してください（退職者は二重線で削除、新規採用者は余白欄に加筆する、など）。技術職員追加の場合、追加したことが分かるよう記載してください。
- ・技術職員を追加した場合は、追加した技術職員の資格者証等の写しを併せて提出してください。職員の追加がない場合、提出は不要です。

また、追加した技術職員の常勤雇用を確認する書類として、以下の書面のいずれかを提出してください。職員の追加がない場合、提出は不要です。

【常勤雇用の確認書類】

常勤雇用の確認は以下の書面のいずれかを提出してください。

- ① 健康保険・厚生年金保険「被保険者標準報酬決定通知書」（受付印がある直近のもの）の写し
 - ② 事業所名が記載された健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号、QRコード等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で提出してください。）
 - ③ 雇用保険被保険者証の写し
- ③による確認は、健康保険及び厚生年金保険の適用除外事業所の場合のみとし、「源泉徴収簿+出勤簿」（写し）又は「賃金台帳+出勤簿」（写し）を併せて提出してください。

* 以降の「ソ 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者」「チ 不当要求防止責任者講習修了書」における常勤性の確認方法も同じです。

ケ 事業協同組合名簿・官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写し
【該当者のみ】

- ・事業協同組合については、①事業協同組合名簿を提出してください。
- ・官公需適格組合の証明を受けている場合で、「事業協同組合に係る総合点数の算定に関する特例」の適用を希望する場合は、①に併せて②官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写しを提出してください。
- ・各様式に記載している注意事項を確認の上、必要事項を記入してください。

コ 年間委任状【該当者のみ提出】

- ・契約の締結等の権限を、支店長等に委任する場合に提出してください。
- ・京都府の指定様式により提出してください。（指定様式以外は不可）
- ・委任期間は、令和7年7月1日から令和9年3月31日までとしてください。
- ・委任者、受任者（支店長等）の押印について
法人の場合…「社名入り代表者印」又は「社印+社名のない代表者印」を押印してください。
*使用する印鑑は、実印以外（契約印）で可
*社印がなく、「社名のない代表者印」のみを押印する場合のみ、実印を押印し、その印鑑証明書を添付してください。（写し可。令和6年11月26日以降に発行されたもの。）
個人の場合…「代表者印」を押印してください。（印鑑証明書の提出は不要です。）
- ・委任先の支店等が建設業許可を有していない業種は委任できないので、留意してください

い。

- ・委任する場合は以下の7項目を全て委任することとし、項目の追加や削除はできません。
 - 1 工事の入札に関する権限
 - 2 契約の締結及びその変更解除に関する権限
 - 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限
 - 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
 - 5 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
 - 6 工事の入札に関して復代理人を選任する権限
 - 7 共同企業体に関する権限

サ ISO9001 の認証【加点を希望する場合に提出】

- ・以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、登録証等の写しを提出してください。
- ・登録証の直近の登録日が令和6年10月31日以前、かつ、有効期限が令和6年11月1日以降であること。
- ・本社及び京都府との契約の締結等の権限を委任している支店等並びに委任先支店等を統括する立場の営業所が全て認証を受けていること。
登録証(付属書含む)等で上記の認証範囲が判別できない場合は、登録機関が発行する証明書等を併せて提出してください。
- ・登録を受けた時点から、支店名や住所などが変更されている場合は、変更されたことがわかる書類を提出してください。

シ ISO14001 又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証【加点を希望する場合に提出】

- ・以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、登録証等(KESはステップ1又はステップ2)の写しを提出してください。
- ・登録証の直近の登録日が令和6年10月31日以前、かつ、有効期限が令和6年11月1日以降であること。
- ・本社及び京都府との契約の締結等の権限を委任している支店等並びに委任先支店等を統括する立場の営業所が全て認証を受けていること。
登録証(付属書含む)等で上記の認証範囲が判別できない場合は、登録機関が発行する証明書等を併せて提出してください。
- ・ISO14001とKES双方の認証を受けている場合、加点はISO14001に対してのみとなるため、KESの登録証は提出不要です。
- ・登録を受けた時点から、支店名や住所などが変更されている場合は、変更されたことが

わかる書類を提出してください。

ス 障害者の雇用【加点を希望する場合に提出】

- ・以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、申告書等を提出してください。
障害者を雇用していない場合は、提出不要です。
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告する義務がない場合、障害者を常時雇用している場合は、①障害者雇用状況申告書を提出してください。
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告する義務がある場合、①障害者雇用状況申告書と公共職業安定所の受付印のある②障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

公共職業安定所への報告を電子申請で行っている場合は、②に代えて到達確認画面の写しを添付してください。到達確認画面の写しは、申請者名及び到達日時の記載があるものを提出してください。

- ・障害者雇用をグループ会社で達成している場合は、特例子会社、企業グループ算定特例を対象とします。
- ・法定雇用率を達成していない（②の雇用状況報告書において 1 人以上の不足がある）場合は加点対象とならないため、①②の書面提出は不要です。
- ・加点を希望しない場合又は不足が「1.0 人以上」の場合は提出不要です。

* 36・37 ページ参照

セ 建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し【加点を希望する場合に提出】

- ・土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・造園工事の 6 業種のいずれかを申請する場合のみ提出してください。
- ・建設機械等保有状況申告書及び「ア 経営事項審査結果通知書等」に対応する貸借対照表（一式）の写し（固定資産の「機械・運搬具」の残存価値確認のため。）を提出してください。
- ・「ア 経営事項審査結果通知書等」に対応する貸借対照表により判断するため、経営事項審査の機械保有状況及び機械の保有台数とは関係しませんので、保有していても、年月が経過し、現存価値が「0」の場合は加点されません。
- ・建設業許可番号を必ず記入してください。* 6 ページ参照

記載例：京都府知事許可の場合「26-○○○○○○(6桁)」

国土交通大臣許可の場合「00-△△△△△△(6桁)」

ソ 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿及び免許証・技能講習修了証明書の写し【加点を希望する場合に提出】

- ・土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・造園工事の6業種のいずれかを申請する場合のみ提出してください。
- ・労働安全衛生法施行令第20条に規定する建設機械に係る免許取得者・技能講習修了者名簿を作成し、その名簿に記載された者の「免許証」及び「技能講習修了書」の写しを提出してください。
- ・免許を取得し、技能講習も修了している方は、免許取得者にのみ記入してください。資格を重複して持っている場合は、そのうち1つの「免許証」又は「技能講習修了者」の写しを提出してください。
- ・名簿に記載できる者は、令和6年11月1日時点で常勤雇用されている者に限ります（確認方法は、「ク 技術職員名簿の写し」の経審後に追加した技術職員の場合と同じです。ただし、名簿に記載された者が代表者である場合、又は、「ク 技術職員名簿」に記載されている場合は確認は不要です。）。
- ・対象となる資格については、25ページの資料を参考にしてください。

(注1) ①労働安全衛生規則第36条に規定する「特別教育修了者」は該当しません。

②1級・2級建設機械施工管理技士の資格者も対象者となります。技能講習修了証が無い場合は、合格証明書の写しを提出してください。

③クレーンに係る技能講習修了者は技能講習修了者の「移動式クレーン」欄に記載してください。

④特例講習などのうち、現行の技能講習に引き継がれたものも対象となります。現行の技能講習に引き継がれているかは、技能講習を受けた機関に確認してください。

(注2) 建設業許可番号を必ず記入してください。(記載方法は「セ 建設機械等保有状況申告書」に同じ)

タ 建設業労働災害防止協会【加点を希望する場合に提出】

- ・主観点の加点を希望する場合は、建設業労働災害防止協会京都府支部が発行する会員証明書の写し(令和6年11月26日以降に発行されたもの)を提出してください。
- ・他の都道府県支部が発行する会員証明書は加点対象とはなりません。
- ・組合等による団体加入の場合、各構成員には加点しません。(当該団体にのみ加点)

チ 不当要求防止責任者講習【加点を希望する場合に提出】

- ・主観点の加点を希望する場合は、令和2年4月1日から令和6年10月31日までに京都府公安委員会が発行した受講修了書の写しを提出してください。
- ・他の都道府県公安委員会が発行する受講修了書は加点対象とはなりません。

- ・令和6年11月1日時点において、講習受講者（不当要求防止責任者）が常用雇用されていることを確認するため、確認書面を提出してください（確認方法は、「ク 技術職員名簿の写し」の経審後に追加した技術職員の場合と同じです。ただし、名簿に記載された者が代表者である場合、又は、「ク 技術職員名簿」に記載されている場合は確認不要です。）。
- ・受講修了書を紛失した場合は、再度受講いただく必要がありますのでご注意ください。
- ・「不当要求防止責任者講習」については、（公財）京都府暴力追放運動推進センターのホームページ（<https://www.kyoto-boutsui.com/>）を確認してください。
- ・受講した者が転職した場合などの有効性については、府警本部へ確認してください。
- ・不当要求防止責任者講習は講習会ごとに人数制限があり、希望者が多いと受講できないことがありますので、早めに申込み、受講してください。

ツ 保護観察対象者等雇用【加点を希望する場合に提出】

- ・主観点の加点を希望する場合は、京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書の写し（発行日が令和6年11月26日以降のもの）を提出してください。
- ・他都道府県の保護観察所が発行する証明書は加点対象になりません。
- ・証明書の主な発行要件は以下のとおりです。
 - ① 令和6年10月31日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がしてあること。
 - ② 同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続し、令和6年11月1日時点においても雇用が継続していること。
- ・協力雇用主の登録及び保護観察対象者等雇用に関する証明書の発行に係る詳細は、京都保護観察所（Tel:075-441-5141）へお問い合わせください。

テ 資本関係に関する事項等の申告書【提出必須】（第3号の7様式）

- ・該当の有無に拘わらず、申告書の提出が必要です。
令和7年2月26日時点の資本関係・人的関係について記入してください。
- ・「1 資本関係に関する事項 - (1)」欄
ア（該当あり）か、イ（該当なし）のいずれかに○をしてください。○がない場合は、イ（該当なし）とみなします。
- ・「1 資本関係に関する事項 - (2) ア 親会社等」欄
親会社等が建設業許可を有していない場合も記入してください。（この場合、建設業許可番号欄は「なし」と記入してください。役員等の方が、個人としてその総株主の議決権の過半数を有する場合等も対象となります。）
また、京都府入札参加資格を有していない場合や持株会社についても記入してください。

- ・「1 資本関係に関する事項 - (2)イ 自社子会社等」欄
及び「1 資本関係に関する事項 - (2)ウ 資本関係会社」欄
該当社が建設業許可を有する場合のみ、記入してください。(京都府入札参加資格を有していなくても記入すること。)
* 関連会社が多い場合、複数枚もしくは別紙参照と記載し、必要事項を記入したものの(様式自由)を提出してください。
- ・「2 役員等の兼任に関する事項 - (1)」欄
ア(該当あり)か、イ(該当なし)のいずれかに○をしてください。○がない場合は、イ(該当なし)とみなします。
- ・「2 役員等の兼任に関する事項 - (2)」欄
役員の前任者が建設業許可を有する場合のみ、記入してください。(京都府入札参加資格を有していなくても記入すること。)
- ・「役員」とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合です。
 - ①株式会社の取締役(ただし、次に掲げる者を除く。)
 - i 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 社外取締役
 - iv 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②指名委員会等設置会社の執行役
 - ③持分会社の社員(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ・同一入札への参加に制限については、27～29ページを参照ください。
※建設業許可番号の記載方法 京都府知事許可「26-○○○○○○(6桁)」
国土交通大臣許可「00-△△△△△△(6桁)」

ト 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入確認書類【該当者のみ】

「ア 経営事項審査結果通知書等」のその他の審査項目欄の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入の有無が「無」となっている方は、次の確認書類を必ず添付してください。

社会保険等への加入をされていない場合は、入札参加資格審査申請の受付ができません。

- 1 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：(1)～(5)のいずれか(写し可)
 - (1)保険料納付に係る「領収証書」
 - (2)保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」

- (3)保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
 - (4)「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
 - (5)加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先での受付済印）
- 2 雇用保険の加入の確認書類：(1)及び(2)又は、(3)、(4)のいずれか（写し可）
- (1)「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - (2)(1)により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - (3)「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）
 - (4)雇用保険適用事業所設置届出 事業主控（提出先での受付済印）

ナ 委任状（代理申請用）【該当者のみ】

- ・ 今回の申請書作成・提出等の手続きを、行政書士に委任される方は、「委任状（代理申請用）」を提出してください。
- ・ 委任期間については、令和7年2月26日から令和7年2月28日までとしてください。なお、京都府指定様式以外は受け付けられません。

ニ 受領書【提出必須】

- ・ 資格申請受付後、府の受付印を押印して返却しますので、必要事項を記載し、必ず提出してください。
- ・ 受領書をお送りするため、切手を貼付した返送用封筒を提出してください。（令和6年10月1日（火）から郵便料金に変更されていますのでご注意ください。）

又 承諾書【提出必須】

- ・ 写し不可
- ・ 京都府の指定様式により提出してください（指定様式以外は受付不可）。
 - * 今回の追加受付では、令和7年度資格の認定が令和7年7月1日以降になるため、令和7年4月1日から当該資格認定日まで府の入札に参加できないことについて、承諾する書面

2 提出書類の編さん方法など

- ① 提出書類は全てA4で作成してください。
- ② 編てつ方法

「建設工事競争入札参加資格審査申請書」と上記「IV 提出書類」のアからクを順に並べ、縦の左側をホッチキスでとめて提出してください（クリップ、ダブルクリップ、ガチャック等は使用しないでください。）。

提出書類が厚くなる場合は、紐綴じにより提出してください。

上記「IV 提出書類」のケの提出書類は、それぞれ A4 縦の左端をホッチキスでとめて提出してください（クリップ、ダブルクリップ、ガチャック等は使用しないでください。）。

上記「IV 提出書類」のコからヌは、綴じずに提出してください。

③ 申請書類等の記載事項を証明する資料の提出について

その他、申請書類等の記載事項について審査に必要なときは、その記載事項を証明できる資料等の追加提出を求めることがあります。（昭和 40 年京都府告示第 75 号第 6 条）

提出書面の不備等により、受付期間内に全ての申請内容の確認ができない場合は、令和 7 年度の入札参加資格を得ることができないので注意してください。

V その他の注意事項

1 建設工事競争入札参加資格審査結果の通知

今回申請された方の資格審査の結果は、建設工事競争入札参加資格審査結果通知書により、令和 7 年 7 月 1 日以降に各申請者あて通知します。

2 参加資格の有効期間

令和 7 年度の建設工事競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果を通知した翌日から令和 8 年 3 月末日までです。ただし、引き続き審査基準日及び審査結果通知日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までにある経営事項審査を受けた場合は、令和 8 年度の資格審査の結果を通知した日まで有効です。

3 申請書記載事項の変更

下表の事項に変更があった場合は、速やかに所管の土木事務所まで「建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。書類は所管の土木事務所へ 1 部、控えが必要な場合は 2 部提出してください。

建設業許可の変更届とは別に届出が必要なので、必ず手続きを行ってください。

変更届の様式は、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>) の『産業・雇用 > 入札情報 > 建設工事等 > 競争入札参加資格（建設工事・測量等業務） > 申請内容の変更（建設工事）』から入手してください。

変更事項	添付書類	
	個人	法人
商号又は名称 主たる営業所の所在地 法人の資本金額、出資総額	必要なし	商業登記事項証明書の写し
代表者		商業登記事項証明書の写し 年間委任状（府指定様式。年間委任状提出者のみ）
建設業許可番号 又は許可業種	許可通知書の写し 又は許可証明書の写し	許可通知書の写し 又は許可証明書の写し
受任者（年間委任状提出者のみ）		年間委任状（府指定様式）
電話番号	必要なし	必要なし
親子会社関係及び役員等の兼任 に関する事項	資本関係に関する事項等の 申告書（府指定様式）	資本関係に関する事項等の申 告書（府指定様式）
廃業（一部の業種の廃業を含む）	建設業許可の廃業届（写し）	建設業許可の廃業届（写し）

4 建設工事競争入札参加資格の承継

建設工事競争入札参加資格を持つ者が、次のような場合に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに所管の土木事務所へ「建設工事競争入札参加資格承継申請書」を提出してください。

【事 例】

- ・ 建設業者が死亡したとき
- ・ 建設業者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき
- ・ 個人、協同組合が法人を設立したとき
- ・ 法人又は個人が合併したとき
- ・ 法人又は個人が建設業の営業を譲渡したとき
- ・ 法人が建設業の営業を新設又は吸収分割したとき

申請がない場合は、有している入札参加資格がなくなるので、留意してください。

添付書類等の詳細は、所管の土木事務所又は指導検査課へお問い合わせください。

※府内業者で、引き続き10年以上建設業法第3条の規定による許可を受けており、かつ、引き続き5年以上有資格者であるものが、合併等をする場合においては、特例措置を申請することができますので、該当する場合は、所管の土木事務所又は指導検査課へご相談ください。

5 次回の申請時期

次回の令和9・10年度建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付は、令和8年11月を予定しています。

詳細については、決定次第、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>)に掲載する予定です。

6 提出書類チェックリスト

申請する前に、提出書類がそろっているかどうかを、チェックリストにより再度確認してください。必ず18ページの編さん方法を確認したうえで申請して下さい。

有・無	順番	必須	該当	提出書類	頁
	1	○		建設工事競争入札参加資格審査申請書	P5
	2	○		ア 経営事項審査結果通知書等の写し（原寸大）	P9
	3		●	イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書	P9
	4		●	ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書	P9
	5	○		エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	P10
	6	○		オ 京都府税納税証明書（原本）	P11
	7	○		カ（法人の場合）商業登記事項証明書（写し可）	P11
	8	○		キ 営業所一覧表	p11
	9	○		ク 技術職員名簿の写し	p11
	10		●	ケ ①事業協同組合員名簿 ②官公需適格組合審査対象者名簿	p12
	11		●	コ 年間委任状（府の指定様式）	p12
	12		●	印鑑証明書（写し可）	p12
	13		●	サ・シ ISO又はKES登録証の写し 注：提出要件をもう一度確認してください。	p13
	14		●	ス ①障害者雇用状況申告書 ②公共職業安定所長に対して障害者雇用状況報告書を提出した者は、障害者雇用状況報告書の写しを併せて提出	p14
	15		●	セ 建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し	p14
	16		●	ソ 建設機械の運転に係る免許取得者・技術講習修了者名簿 建設機械の運転に係る免許書・技能講習修了書の写し	p15
	17		●	タ 建設業労働災害防止協会京都府支部発行の会員証明書の写し	p15
	18		●	チ 不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書の写し	p15
	19		●	ツ 保護観察対象者等雇用に関する証明書（写し可）	p16
	20	○		テ 資本関係に関する事項等の申告書	p16
	21		●	ト 社会保険等への加入確認書類	p17
	22		●	ナ 委任状（代理申請用）	P18
	23	○		ニ 受領書 切手を貼付した返送用封筒	P18
	24	○		ヌ 承諾書	P18

※ 提出前にもう一度確認しましょう。

7 お問い合わせ先

事務所名	所在地	所管区域
京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4 電話 075-701-0101	京都市（乙訓土木事務所管内に含まれる区域は除く。）
乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8 電話 075-931-2155	向日市、長岡京市、乙訓郡、京都市西京区の一部（大枝、大原野）
山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1 電話 0774-62-0047	宇治市、城陽市、久世郡、八幡市、京田辺市、綴喜郡
山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1 電話 0774-72-1151	木津川市、相楽郡
南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話 0771-62-0025	亀岡市、南丹市、船井郡
中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2 電話 0773-42-1020	綾部市、舞鶴市
中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1-91 電話 0773-22-5115	福知山市
丹後土木事務所	宮津市字吉原2586-2 電話 0772-22-3244	宮津市、京丹後市、与謝郡
建設交通部 指導検査課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 075-414-5225	

8 (別表) 地方公共団体コード一覧表 (抜粋)

京都府	大阪府		兵庫県
26101 京都市北区	27102 大阪市都島区	27202 岸和田市	28101 神戸市東灘区
26102 京都市上京区	27103 大阪市福島区	27203 豊中市	28102 神戸市灘区
26103 京都市左京区	27104 大阪市此花区	27204 池田市	28105 神戸市兵庫区
26104 京都市中京区	27106 大阪市西区	27205 吹田市	28106 神戸市長田区
26105 京都市東山区	27107 大阪市港区	27206 泉大津市	28107 神戸市須磨区
26106 京都市下京区	27108 大阪市大正区	27207 高槻市	28108 神戸市垂水区
26107 京都市南区	27109 大阪市天王寺区	27208 貝塚市	28109 神戸市北区
26108 京都市右京区	27111 大阪市浪速区	27209 守口市	28110 神戸市中央区
26109 京都市伏見区	27113 大阪市西淀川区	27210 枚方市	28111 神戸市西区
26110 京都市山科区	27114 大阪市東淀川区	27211 茨木市	28201 姫路市
26111 京都市西京区	27115 大阪市東成区	27212 八尾市	28202 尼崎市
26199 "	27116 大阪市生野区	27213 泉佐野市	28203 明石市
(大枝・大原野)	27117 大阪市旭区	27214 富田林市	28204 西宮市
26201 福知山市	27118 大阪市城東区	27215 寝屋川市	28205 洲本市
26202 舞鶴市	27119 大阪市阿倍野区	27216 河内長野市	28206 芦屋市
26203 綾部市	27120 大阪市住吉区	27217 松原市	28207 伊丹市
26204 宇治市	27121 大阪市東住吉区	27218 大東市	28208 相生市
26205 宮津市	27122 大阪市西成区	27219 和泉市	28209 豊岡市
26206 亀岡市	27123 大阪市淀川区	27220 箕面市	28210 加古川市
26207 城陽市	27124 大阪市鶴見区	27221 柏原市	28212 赤穂市
26208 向日市	27125 大阪市住之江区	27222 羽曳野市	28213 西脇市
26209 長岡京市	27126 大阪市平野区	27223 門真市	28214 宝塚市
26210 八幡市	27127 大阪市北区	27224 摂津市	28215 三木市
26211 京田辺市	27128 大阪市中央区	27225 高石市	28216 高砂市
26212 京丹後市	27141 堺市堺区	27226 藤井寺市	28217 川西市
26213 南丹市	27142 堺市中区	27227 東大阪市	28218 小野市
26214 木津川市	27143 堺市東区	27228 泉南市	28219 三田市
26303 大山崎町	27144 堺市西区	27229 四条畷市	28220 加西市
26322 久御山町	27145 堺市南区	27230 交野市	28221 篠山市
26343 井手町	27146 堺市北区	27231 大阪狭山市	28222 養父市
26344 宇治田原町	27147 堺市美原区	27232 阪南市	28223 丹波市
26364 笠置町			28224 南あわじ市
26365 和束町			28225 朝来市
26366 精華町			28226 淡路市
26367 南山城村			28227 宍粟市
26407 京丹波町			28228 加東市
26463 伊根町			28229 たつの市
26465 与謝野町			

資料

労働安全衛生法の資格等一覧

【建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿関係】

クレーン等

作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
クレーン運転者	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転	免許(クレーン運転士)	安衛令20(6) クレーン則22
	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転(床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンに限定)	免許(クレーン運転士)(床上運転式限定)	安衛令20(6) クレーン則22
	つり上げ荷重が5トン以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転	技能講習修了者	安衛令20(6) クレーン則22
移動式クレーン	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転	免許(移動式クレーン運転士)	安衛令20(7)
	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転	技能講習修了者	安衛令20(7)
デリック運転者	つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転	免許(デリック運転士)	安衛令20(8) クレーン則108

建設機械等

作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み・掘削用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者 安衛令20(12)
車両系建設機械(基礎工事用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者 安衛令20(12)
車両系建設機械(解体用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者 安衛令20(12)
ショベルローダー等運転者	最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務(同上)		技能講習修了者 安衛令20(13)
不整地運搬車運転者	最大積載量が1トン以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者 安衛令20(14)
高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者 安衛令20(15)
フォークリフト運転者	最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者 安衛令20(11)

資料

「労働安全衛生法施行令第20条に規定する建設機械の一覧」

(別表第7 建設機械 (第10条、第13条、第20条関係) 抜粋)

一 整地・運搬・積み込み用機械

1. ブル・ドーザー
2. モーター・グレーダー
3. トラクター・ショベル
4. ずり積機
5. スクレーパー
6. スクレーブ・ドーザー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

二 掘削用機械

1. パワー・ショベル
2. ドラグ・ショベル
3. ドラグライン
4. クラムシェル
5. バケット掘削機
6. トレンチャー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

三 基礎工事用機械

1. くい打機
2. くい抜機
3. アース・ドリル
4. リバース・サーキュレーション・ドリル
5. せん孔機 (チュービングマシンを有するものに限る)
6. アース・オーガー
7. ペーパー・ドレーン・マシン
8. 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

六 解体用機械

1. ブレーカ
2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

資本関係、人的関係等のある会社の 同一入札への参加制限について

京都府建設交通部

1. 実施事項

京都府が発注する建設工事において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）の同一入札への参加は認めない。

2. 親子会社等の基準

親子会社等は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本関係

- ア 親会社等と子会社等の関係にある者
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

(2) 人的関係

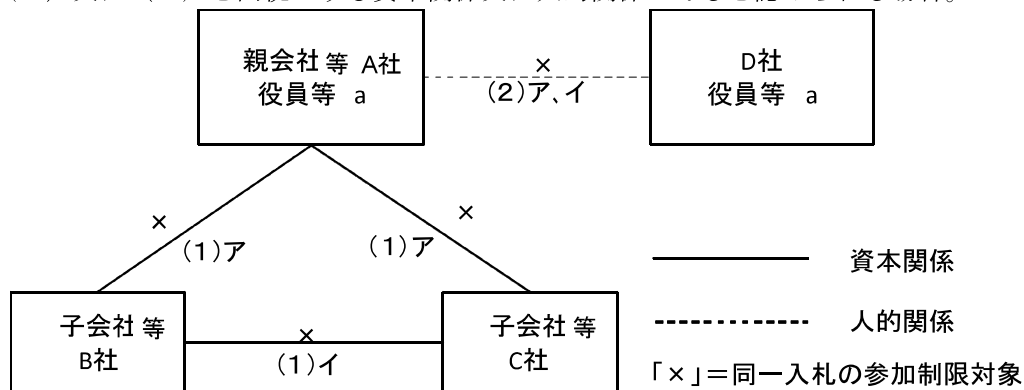
- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者

※アについては、会社等の一方が再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ・親会社等、子会社等の定義
会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等及び子会社等をいう。
- ・役員等の定義
以下の①から⑤までのいずれかに該当する者をいう。
 - ①株式会社の取締役（ただし、次に掲げる者を除く。）
 - i 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 社外取締役
 - iv 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②指名委員会等設置会社の執行役
 - ③持分会社の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。



3. 親子会社等に係る同一入札の参加制限

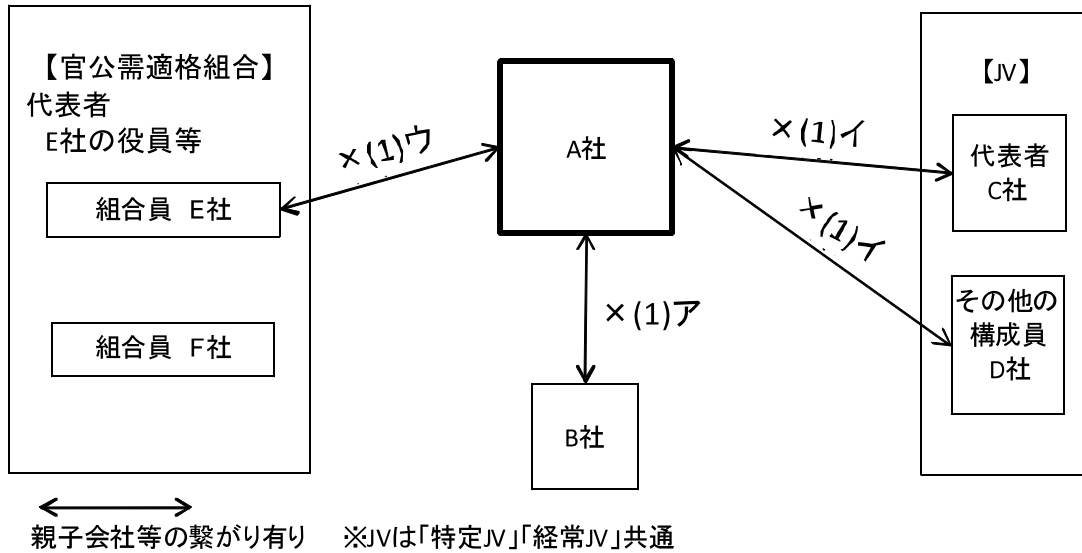
次の(1)から(3)において、それぞれのアからウに該当する者と同一入札に参加することができない。

(1) 単体の建設業者（以下「単体業者」という。）の場合

ア 単体業者の親子会社等

イ 単体業者の親子会社等を構成員とする経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

ウ 単体業者の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合

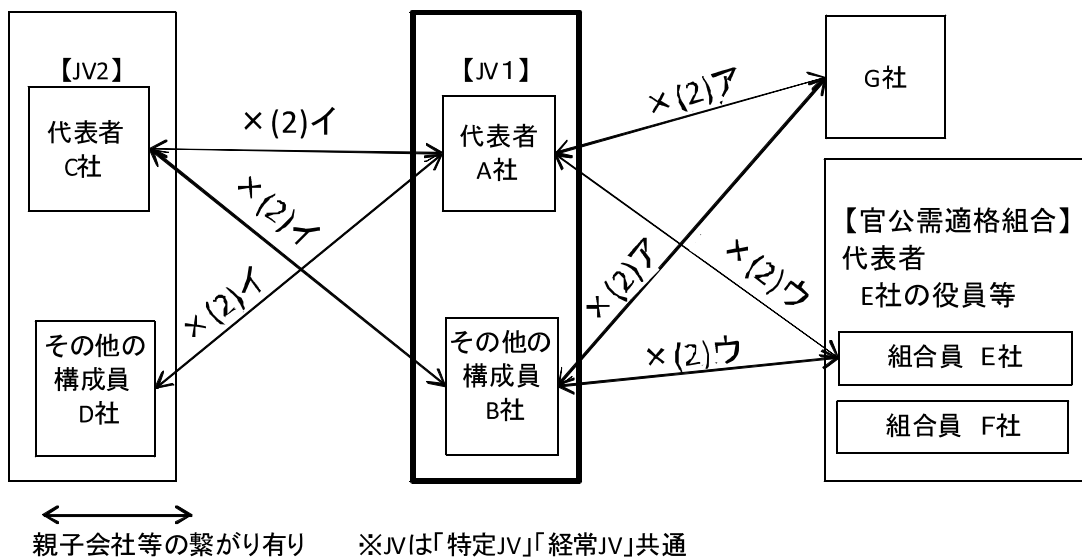


(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の親子会社等

イ 共同企業体の代表者の親子会社等を構成員とする他の共同企業体

ウ 共同企業体の構成員の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合

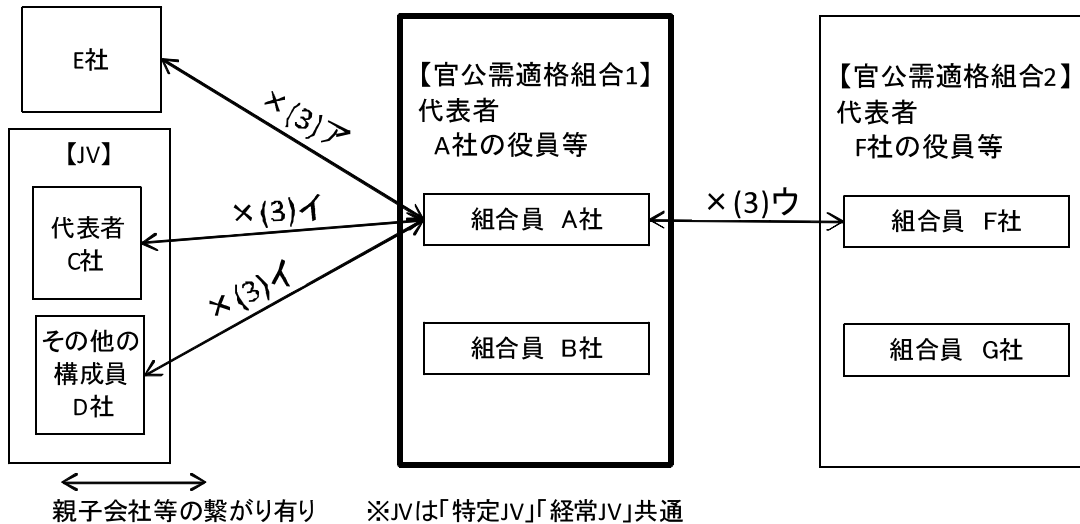


(3) 官公需適格組合の場合

ア 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等

イ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等が構成員をする共同企業体

ウ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等を組合員とし、その組合員の役員等を代表者とする他の官公需適格組合



4. 入札の取扱い

入札において、同一入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

5. 留意事項

入札参加者が親子会社等に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、京都府工事等競争入札心得第 9 条第 2 項の規定に抵触しないものとする。

6. 適用時期

本改訂は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

別記
第1号様式(第4条関係)

(表)

建設工事競争入札参加資格審査申請書

京都府知事

西脇 隆俊 様

令和7年2月26日

(フリガナ) 商号又は名称	マルマルドボク (株)〇〇土木														
役職名	代表取締役					(フリガナ) 代表者氏名	キョウト タロウ 京都 太郎								
主たる営業所の所在地	京都市上京区下立売通新町西入														
所在地のコード	2	6	1	0	2	郵便番号	6	0	2	-	8	5	7	0	
電話番号	0	7	5	-	4	1	4	-	5	2	2	5	法人・個人の区分	<input checked="" type="radio"/> 1 法人	<input type="radio"/> 2 個人

令和7・8年度における京都府の発注する建設工事の競争入札参加資格の審査を受けたいので、添付書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと及び第1条第2号に該当しないことを誓約します。

建設業の許可番号	大臣知事コード	2	6	国土交通大臣 許可	<input type="radio"/> 1 般 <input checked="" type="radio"/> 2 特 <input type="radio"/> 3 般特	-	0	5	第	0	1	2	3	4	5	号
		(京都府)知事														

支店・営業所の名称																
受任者役職名																
受任者氏名																
支店・営業所の所在地市区町村コード						郵便番号										
支店・営業所の住所																
支店・営業所の電話番号	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 役員含む全ての職員 </div>															

令和5年4月1日から令和6年10月31日に含まれていること

企業分類	1 大	<input checked="" type="radio"/> 2 中小	職員数	10	人	資本金	50,000	千円
------	-----	---------------------------------------	-----	----	---	-----	--------	----

経営事項審査審査基準日	令和5年5月31日	経営事項審査結果通知日	令和5年10月1日
-------------	-----------	-------------	-----------

ISO9001	<input type="radio"/>	ISO14001		KES (Step1)		KES (Step2)		障害者雇用	<input type="radio"/>	建設機械保有額	341,285	千円
運転免許技能講習	2	建設業労働災害防止協会		不当要求防止責任者講習	<input type="radio"/>	保護観察対象者講習		※「建設機械保有額」及び「運転免許技能講習」は府内業者				

加点には、それぞれ提出書類(サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ)が必要

担当者氏名											担当者連絡先					
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--

京都府審査欄	印鑑証明書(写し)	経営事項審査結果通知書(写し)	とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書・工事経歴書	消費税及び地方消費税納税証明書(写し)	府税納税証明書	商業登記事項証明書(写し)	営業所一覧表	技術職員名簿	事業協同組合員名簿	官公需連絡組合審査対象者名簿
	年間委任状	ISO等登録証(写し)	障害者雇用申告書	建設機械保有状況申告書・貸借対照表(写し)	免許・技能講習名簿・免許・修了書(写し)	建災防会員証明書(写し)	不当要求防止責任者講習受講修了書(写し)	保護観察対象者雇用証明	業態調査書	特殊文字置換表

申請代理人	郵便番号	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 行政書士に申請を委任する場合はこちらに代理人が記入・押印すること。 ※委任状(代理申請用)の提出が必要 </div>										到達番号	
	住所											申請事務所	
	氏名												

(裏)

受 付 番 号

商号又は名称 (株) ○○土木

業種区分番号	種 別		建設業の種類 (建設工事の種類)	許可を受けている建設業の種類		経営事項審査を受けている建設業の種類	入札を希望する建設工事の種類	許可年月日			許可更新手続 (更新申請中の場合は○を記入してください。)	2年又は3年平均完成工事高 (単位:千円)		
	土木工事	建築工事		一般建設業	特定建設業			年	月	日				
010	○		土 木 (土)				010	○	0	5	0	50	1	244,804
020		○	建 築 (建)				020							
030		○	大 工 (大)				030							
040		○	左 官 (左)				040							
051	○		法 面 処 理 (法)				051	○	0	5	0	50	1	7,450
053	○		交通安全施設 (交)				053	○	0	5	0	50	1	5,233
054	○		その他のとび・土工 (他)				054	○	0	5	0	50	1	56,334
060	○		石 (石)				060							
070		○	屋 根 (屋)				070							
080		○	電 気 (電)				080							
090		○	管 (管)				090							
100		○	タイルれんがブロック (タ)				100							
110	○		鋼 構 造 物 (鋼)				110							
120	○		鉄 筋 (筋)				120							
130	○		舗 装 (舗)				130							
140	○		しゅんせつ (しゅ)				140							
150		○	板 金 (板)				150							
160		○	ガ ラ ス (ガ)				160							
170	○		塗 装(土木関係) (塗)				170	○	0	5	0	50	1	400,321
171		○	塗 装(建築関係) (塗)				171	○	0	5	0	50	1	200,567
180		○	防 水 (防)				180							
190		○	内 装 仕 上 (内)				190							
200		○	機械器具設置 (機)				200							
210		○	熱 絶 縁 (熱)				210							
220		○	電 気 通 信 (通)				220							
230	○		造 園 (園)				230							
240	○		さ く 井 (井)				240							
250		○	建 具 (具)				250							
260	○		水 道 施 設 (水)				260							
270		○	消 防 施 設 (消)				270							
280		○	清 掃 施 設 (清)				280							
290	○		解 体 (解)				290							

「とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」と一致させてください。

※3工事については、とび・土工事業の許可の日付を記入してください。

合計を経営事項審査の塗装工事の完工高と一致させてください。完工高が「なし(ゼロ)」の場合は入札参加申請できません。

完工高が「なし(ゼロ)」の場合は入札参加申請できません。

とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書

住 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 商号又は名称 (株)〇〇土木
 代表者氏名 京都 太郎

とび・土工・コンクリート工事 の種類	完 成 工 事 高
	(2) 年平均 (千円)
交通安全施設工事	5, 2 3 3
その他のとび・土工・コンクリート工事	5 6, 3 3 4
合 計	6 1, 5 6 7

工事経歴書の各業種の
2年又は3年平均と一致

= (経審) 「とび・土工・コンクリート」完工高 - (経審) 「法面処理」完工高

記入上の注意

- この様式は、とび・土工・コンクリート工事のうち、交通安全施設工事又はその他のとび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格審査の申請をする場合のみ記入してください。「その他のとび・土工・コンクリート工事」とは、とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事及び交通安全施設工事以外のとび・土工・コンクリート工事（くい打ち工事等）のことです。
- 「完成工事高」は、資格審査申請書に添付した経営事項審査結果通知書のうち、法面処理工事の完成工事高を除くとび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の内訳について記入してください。
- 「() 年平均」は、2年又は3年平均の別（「2」又は「3」）を記入してください。
- 記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。「合計」は、交通安全施設工事及びその他のとび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の合計を記入してください。
- その他の記入方法は、経営規模等評価申請書の別紙「工事種類別完成工事高」の記入方法を参考にしてください。

1枚につき、一箇所には○を記入

とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書

工事の種類	交通安全施設工事	<input checked="" type="radio"/>	営業年度	R5年4月1日	住所 京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町 商号又は名称 (株)〇〇土木 代表者氏名 京都 太郎	
	その他のとび・土工・コンクリート工事	<input type="radio"/>		R6年3月31日		
注文者	元請又は下請の区別	工事名		工事場所のある都道府県名	請負代金の額(千円)	着工年月 完成年月
京都府	元請	標識設置工事			3,000	R5年5月 R6年3月
〇▽(株)	元請	ガードレール設置工事			5,000	R5年10月 R6年2月
		その他3件、2,466千円			2,466	年 月 年 月
<ul style="list-style-type: none"> ・営業年度ごと(2年又は3年分)に工事の種類ごとに作成 ・実績がない営業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記載 ・件数が多い場合は、10件分を記載して、残りは「その他〇件、〇〇〇千円」と記載 ・区分、記入方法等は建設業許可申請・経審申請の「工事経歴書」記入方法に準拠する 						
				合計	5 (件)	(千円)
					10,466	2年又は3年分の平均額が内訳書の各業種の額と一致する

記入上の注意

- この様式は、とび・土工・コンクリート工事のうち、交通安全施設工事又はその他のとび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格審査の申請をする場合のみ記入してください。「その他のとび・土工・コンクリート工事」とは、とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事及び交通安全施設工事以外のとび・土工・コンクリート工事(くい打ち工事等)のことです。
- とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書(第3号の2様式)に記載した完成工事高に対応する全てのとび・土工・コンクリート工事の経歴について、工事の種類及び営業年度ごとに、それぞれ別に記入してください。工事実績がない営業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記入してください。
- 「工事の種類」は、入札参加資格審査を申請する工事のうち、1箇所のみ○印をしてください。
- 記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。「合計」は、記入した工事の全件数及びその工事の請負代金の総額を記入してください。
- その他の記入方法は、建設業許可申請書又は経営規模等評価申請書の添付書類である「工事経歴書(様式第2号)」の記入方法を参考にしてください。

記載例

第3号の6様式

建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿

令和7年2月26日

京都府知事 様

(申請者)

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

(株)〇〇土木

代表取締役 京都 太郎

26-012345

1 免許取得者

	氏名	種別			免許証番号
		クレーン	移動式クレーン	デリック	
1	京都 太郎	○			00000000
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

一人で複数の講習を受けている技能者については、修了証明書番号は代表的な修了書のものを一つだけ記入し、その修了書の写しを添付してください。

2 技能講習修了者

	氏名	種別							修了証明書番号
		移動式クレーン	車両(整地)	車両(基礎)	車両(解体)	ショベル等	不整地運搬車	高所作業車	
1	京都 一郎				○			○	00000000
2	京都 二郎		○				○		00000000
3									
4	【建設機械施工技士合格者について】								
5	※1級2級合格者については、以下の講習種別に「○」を記入できます。								
6	1級		○	○	○			○	
7	2級 1種		○					○	
8	2級 2種		○		○				
9	2級 3種		○						
10	2級 6種			○					

注 1 対象となる免許及び技能講習は、次の表のとおりです。

	種別	関係法令
免許	クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第6号
	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第7号
	デリック	労働安全衛生法施行令第20条第8号
技能講習	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第7号
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用)	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	車両系建設機械(基礎工用)	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	車両系建設機械(解体用)	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	ショベルローダー又はフォークローダー	労働安全衛生法施行令第20条第13号
	不整地運搬車	労働安全衛生法施行令第20条第14号
	高所作業車	労働安全衛生法施行令第20条第15号
	フォークリフト	労働安全衛生法施行令第20条第11号

2 この名簿に記載することができる者は、常時雇用されている者に限ります。

3 「種別」欄は、該当する項目に○印を付けてください。

4 免許証の写し又は技能講習修了証明書の写しを添付してください。

5 この名簿及び添付書類の記載内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札に参加できなくなることがあります。

記載例

第3号の4様式（第5条関係）

障害者雇用状況申告書

令和7年2月26日

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請者)

商号又は名称 (株)〇〇土木

代表者氏名 代表取締役 京都 太郎

障害者の雇用状況について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出する義務の有無	1	提出義務があり、障害者雇用状況報告書を提出している。
※ 該当する右の数字のところに〇印を記入してください。	2	提出義務はあるが、障害者雇用状況報告書を提出していない。
常用雇用労働者の総数 (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数)	150	人
常用雇用障害者の総数	3	人

障害者雇用報告書を提出している場合は、報告書⑩(二)の数字を記入してください。障害者雇用報告書を提出していない場合は、常用労働者数の実雇用人数を記入してください。

障害者雇用報告書を提出している場合は、報告書⑫の数字を記入してください。障害者雇用報告書を提出していない場合は、障害者の実雇用人数を記入してください。

注

- 1 障害者の雇用の範囲(以下「法」という。)で、「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいう。
 - ① 身体障害者の範囲：身体障害者とは、「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）の1級から6級までの障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいう。
 - ② 知的障害者の範囲：知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センターによって知的障害があると判断された者をいう。
 - ③ 精神障害者の範囲：精神障害者とは、精神障害者保健福祉手帳所持者をいう。
- 2 この申告書は、障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。)を常時雇用し、主観点の加点を希望される場合又は既に申請された方で障害者雇用の追加申請を希望される場合に提出してください。雇用していない場合は、この申告書を提出する必要はありません。
- 3 法第43条第7項の規定による障害者の雇用状況報告義務のある事業主については、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書(申告年(申告の日が属する年(申告の日が1月1日から5月31日までの間である場合は、申告の日が属する年の前年)をいう。以下同じ。)の6月1日現在の状況について記載し、かつ、申告年の7月15日までに公共職業安定所に提出したもので、公共職業安定所の受付印のあるものに限る。)の写しを必ず添付してください(この場合、この申告書は、申告年の6月1日現在で記入してください。)。添付がない場合は、この申告書の記入内容にかかわらず、主観点加点の対象外となります。
- 4 法による障害者の雇用状況報告義務のない事業主については、この申告書のみを提出してください。この場合、この申告書は、申告の日が属する年度の11月1日現在で記入してください。雇用していない場合は、この申告書を提出する必要はありません。
- 5 この申告書の記入内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札に参加できなくなることがあります。

資本関係に関する事項等の申告書
(業態調書)

令和7年2月26日

京都府知事 様

(申請者)

名 称 (株)〇〇土木
代表者氏名 代表取締役 京都 太郎

1 資本関係に関する事項及び2 役員等の兼任状況に関する事項の両方に記入してください。

資本関係に関する事項等について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

1 資本関係に関する事項

(1) 資本関係を有する会社の該当の有無

ア 資本関係を有する次の会社について、該当がありますので申告します。
 (ア) 親会社等(申請者の親会社等をいいます。以下同じ。)
 (イ) 自社子会社等(申請者の子会社等で、建設業の許可を受けているものをいいます。以下同じ。)
 (ウ) 資本関係会社((ア)の親会社等の申請者以外の子会社等で、建設業の許可を受けているものをいいます。以下同じ。)
 イ 該当なし

該当なしの場合も○の記入が必要です。

(2) (1)で申告した資本関係を有する会社の名称及び建設業の許可番号

ア 親会社等

名 称	建設業の許可番号※許可を受けている場合のみ記入
××土木 (株)	00-000001
●●運送 (株)	— なし

イ 自社子会社等

名 称	建設業の許可番号
(株)△△工務店	26-111111
	—
	—

ウ 資本関係会社

名 称	建設業の許可番号
□□建設 (株)	27-222222
	—
	—

2 役員等の兼任状況に関する事項

(1) 役員等を兼任する会社の該当の有無

ア 役員等のうちに、次の会社の役員等を兼ねている者がいますので申告します。
 (ア) 親会社等
 (イ) 自社子会社等
 (ウ) 資本関係会社
 (エ) その他の建設会社((ア)から(ウ)までに掲げる会社以外の会社で、建設業の許可を受けているものをいいます。以下同じ。)
 イ 該当なし

該当なしの場合も○の記入が必要です。

(2) (1)で申告した役員等の兼任状況

該当する役員等の氏名	申請者の会社での役職	兼任先の会社での名称	兼任先の会社での役職	該当する兼任先の会社の区分
京都 太郎	代表取締役	××土木	取締役	<input checked="" type="radio"/> ア 親会社等 <input type="radio"/> イ 自社子会社等 <input type="radio"/> ウ 資本関係会社 <input type="radio"/> エ その他の建設会社(許可番号: 26-333333)
京都 次郎	取締役	○×土木	代表者	<input type="radio"/> ア 親会社等 <input checked="" type="radio"/> イ 自社子会社等 <input type="radio"/> ウ 資本関係会社 <input type="radio"/> エ その他の建設会社(許可番号: —)
				<input type="radio"/> ア 親会社等 <input type="radio"/> イ 自社子会社等 <input type="radio"/> ウ 資本関係会社 <input type="radio"/> エ その他の建設会社(許可番号: —)
				<input type="radio"/> ア 親会社等 <input type="radio"/> イ 自社子会社等 <input type="radio"/> ウ 資本関係会社 <input type="radio"/> エ その他の建設会社(許可番号: —)

注 1 該当する項目に○印を付し、又は必要な事項を記入してください。
 2 親会社等及び子会社等については、それぞれ会社法(平成17年法律第86号。以下「法」という。)第2条第4号の2に規定する親会社等及び同条第3号の2に規定する子会社等に該当する会社を記入してください。
 3 役員等の兼任状況については、当該役員等がいずれの会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)においても次に掲げる役職を兼ねる場合に限り記入してください。ただし、(1)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 なお、これらの役職以外の役職(監査役、執行役員等)については該当しませんので、注意してください。

- (1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア) 法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ) 法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ) 法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (エ) 法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であつて、(1)から(4)までに掲げる者に準じる者
 - (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
 - (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 4 この申告書に記載した事項に変更があつた場合は、その変更の内容を速やかに届け出てください。
 - 5 記入欄が足りない場合は、適宜記入欄を追加してください。
 - 6 この申告書の記載内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札への参加ができなくなることがあります。

年 間 委 任 状

(株)〇〇土木 〇〇支社
支社長 □□ ××

私は、

印

をもって代理人と定め、

府が発注する工事に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 契約の締結及びその変更解除に関する権限
- 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 5 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 6 工事の入札に関して復代理人を選任する権限
- 7 共同企業体に関する権限

委任期間

令和 7 年 7 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで

委任期間を必ず記入してください。

令和 年 月 日

住 所 京都市上京区下立売通新町西入

委任者 (株)〇〇土木 代表取締役 〇〇 〇〇

印

(注) 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を下記に記載すること。

本 社	代 理 人	
(商号又は名称) (株)〇〇土木	(支店及び営業所の名称) (株)〇〇土木 〇〇支社	
(代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇	(代理人職名及び氏名) 支社長 □□ ××	(電話番号)
(受付番号)	(支店及び営業所の所在地) (郵便番号)	

(様式第2号)

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和7年2月26日

京都保護観察所長 様

申請者（協力雇用主）

所在地 京都市上京区下立売通新町西入

商号又は名称 (株)〇〇土木

代表者 京都 太郎

印

令和6年8月1日以前からの
雇用が必要（基準日までに
3ヶ月以上の雇用）

下記のとおり、保護観察対象者等を常用雇用していることを証明願います。

記

令和6年10月31日以降の
日付になっているか
令和6年10月31日時点で
雇用がない場合は対象外

雇用期間 令和6年4月1日から令和6年10月31日現在まで

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（被雇用者の所得税源泉徴収簿の写しなど）

注 保護観察対象者等とは、京都府が定める期間中に更生保護法第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護の法定期間中であつた者（当該期間のいずれかの時点で対象であつた者も含む。）

上記申請内容に相違ないことを証明します。

令和6年11月26日以降の
日付となっているか確認

令和7年2月26日
京都保護観察所長

京都保護
観察所長
之印



納税証明書

(その3の3) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額のない証明用)

住所(納税地) 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

氏名(名称) (株)〇〇土木

代表者氏名 京都 太郎

※認める書式

- ・書式その3 (請求税目単位の証明)
- ・書式その3の2 (申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明)
- ・書式その3の3 (法人税と消費税及び地方消費税の証明)

1. 法人税について未納の税額はありません。
2. 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

徴管(証明) 第 00001 号

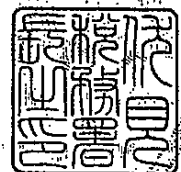
上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和6年11月26日以降のもの

令和 6 年 12 月 10 日

伏見税務署長

財務事務官 水嶋 保



712898742

証 明 番 号	第 号	<u>府 税 納 税 証 明 書</u>		※住所（法人の場合 は本社所在地）	京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町
				※氏名（法人の場合 は社名及び代表 者の職・氏名）	株式会社〇〇土木 代表取締役 京都 太郎
使用目的	京都府建設工事指名競争入札参加資格審査申請のため				
証明事項	府税（附帯金を含む。）について滞納がないこと。	備 考			
上記のとおり相違ないことを証明します。					
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">令和 6 年 1 2 月 1 日</div>					
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">・ 令和 6 年 11月26日以降のもの ・ 正本を提出（写し×）</div>					
京都府知事 西脇 隆俊					<div style="border: 1px solid red; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>

記入上の注意 ※印の事項だけ記入してください。

技術職員名簿

頁 項番 3 5
数 81 001 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		京都 太郎	S.50 年 1 月 1 日	49	8 2 0 9	1 1 1 1	1				1111111111	
2		京都 二郎	S.51 年 1 月 2 日	48	8 2 0 9	1 1 1 2						
3		京都 一郎	S.52 年 1 月 3 日	47	8 2 0 9	1 1 1 2					R6.3.31退職	
4		京都 五郎	S.53 年 1 月 4 日	46	8 2 0 9	1 1 1 2						
5		京都 一郎	S.55 年 1 月 5 日	45	8 2 0 9	1 1 1 2					R6.4.1入社	
6			年 月 日		8 2							
7			年 月 日		8 2							
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

建設機械等保有状況申告書

令和7年 2月 26日

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請者)
商号又は名称 株式会社 ○○土木
代表者氏名 京都 太郎
建設業許可番号 26-012345

建設機械等の保有状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

当該建設機械等に係る減価償却後の
残存価格 を記入

建設機械及び運搬器具の保有額	341,285 千円
上記の保有額に係る決算日	令和 5 年 5 月 31 日

- 注 1 「建設機械及び運搬器具の保有額」欄は、当該建設機械等に係る減価償却後の残存価格を記入してください。
- 2 資格審査申請書に添付している総合評定値通知書の写しが対象としている営業年度に係る貸借対照表の写しを添付してください。
- 3 この申告書及び添付書類の記載内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札に参加できなくなることがあります。

KES

KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

株式会社 ○○土木 本社

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



登録範囲の業種は原則不問とするが、委任先を設けていて「本社のみ」と記載されている場合は加対象外

登録証

登録範囲

登録組織全域におけるコンクリート二次製品の製造販売及び総合建設業の全ての事業活動

登録番号

KES1-0402

登録日

確認 2022年3月1日
初回 2006年3月1日

有効期限

2025年12月28日

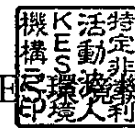
貴組織はKESステップ1の環境マネジメント審査の結果、上記の範囲において規格に適合していることを証します。

有効期限が令和6年11月1日以降であるか確認

直近の登録日が令和6年10月31日以前であること

2022年3月1日

特定非営利活動法人 KES環境機構



代表理事 亀岡 太郎



会 員 証 明 願

住 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

会 社 名 株式会社 ○○土木
代表者名 代表取締役 京都 太郎

会員番号 No. 1 1 1 1 1 1

使用目的 入札参加資格確認申請

建設業労働災害防止協会京都府支部会員であることを証明願います。

年 月 日

会 員 証 明 書

証 第 33-333 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

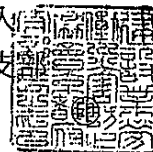
令和6年12月28日

令和6年11月26日以降であること

604-0944

京都市中京区押小路通柳馬場東入
建設業労働災害防止協会京都府支

支 部 長 小 崎 学



第 1111111111 号

受講修了書

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

株式会社 ○○土木

建設事業部 官庁工事部 課長

京都 太郎 殿

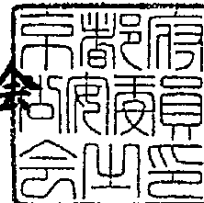
臨時講習

・定期講習
・臨時講習
・選任時講習
どれでもよい

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条2項に規定する講習を受講したものであることを証明する。

2021年12月22日

京都府公安委員会



2020 (R2) 年4月1日～
2024 (R6) 年10月31日の
期間であること